

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い
取扱事業者ガイドライン

令和5月3月

本ガイドラインは、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い制度の実施にあたり、居宅要介護・要支援被保険者や工事施工事業者の適切な制度利用を目的に、制度及び事務手続きについての概要をまとめたものです。

介護保険住宅改修における制度改正等が国から通知された際には、随時更新しますので、定期的にご確認ください。

目 次

【受領委任払いについて】

1. 制度の概要	1
2. 利用の条件	1
3. 事業者登録	1
4. 受領委任払いによる住宅改修費の支給申請手順・必要書類	5

～参考資料～

【介護保険における居宅介護（予防）住宅改修費について】

1. 制度の概要	9
2. 支給対象工事	11
3. 支給方法	13
4. 申請手順・必要書類	15

【要介護者等住宅改修費用の助成（浦安市独自）について】

1. 制度の概要	20
2. 支給対象工事	20
3. 支給方法	20
4. 申請手順・必要書類	21

【浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱】

.....	23
-------	----

【受領委任払いに係る様式】

.....	27
-------	----

【受領委任払いについて】

1. 制度の概要

居宅要介護・要支援被保険者からの委任により、住宅改修を行う施工事業者が、浦安市からの住宅改修費を受領することができます。これにより、当該被保険者は支給限度額内において、介護保険・要介護者等住宅改修の対象となる工事費用の自己負担額のみを工事施工事業者へ支払うことで、住宅改修工事を行うことができます。

当該被保険者からの工事完了報告後、浦安市が、支給限度額内における介護保険・要介護者等住宅改修の対象となる工事費用のうち、自己負担額を除いた改修費用の一部を工事施工事業者へ支給します。

2. 利用の条件

当該被保険者及び工事施工事業者が、それぞれ以下の条件を満たしている必要があります。

- ✓ 当該被保険者
…給付制限の措置を受けていないこと。
- ✓ 工事施工事業者
…浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録簿に**事業者登録**されていること。

3. 事業者登録

① 登録申請

事業者登録を希望する工事施工事業者は、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記第1号様式）【※本ガイドライン掲載】を提出してください。

注意事項

事業者登録を希望する工事施工事業者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- 浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者ガイドライン（本ガイドライン）を閲覧し、その内容を理解していること。
- 登録の申請をした日から起算して1年前の日までの間に、浦安市が支給する住宅改修費の対象となる工事を行っていること。
- 住宅改修費の受領口座が個人名義ではないこと

② 登録決定

登録が決定された工事施工事業者については、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録簿に掲載されます。

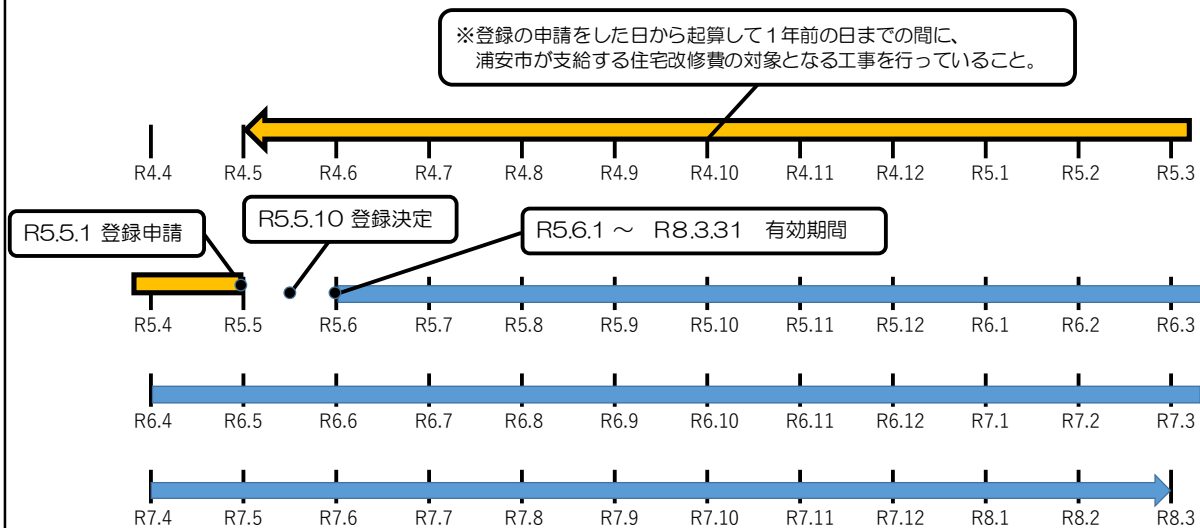
また、当該登録簿は、浦安市介護保険課窓口で配布するほか、ホームページにおいても掲載します。

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録簿				
登録番号	事業者			有効期間
	名称	所在地	電話番号	
(例) 1.	浦安〇〇株式会社	浦安〇〇-××-△△	047-〇〇〇-××××	令和5年4月1日～令和8年3月31日

③ 有効期間

登録が決定された日の属する月の翌月の初日から、当該日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとなります。

例：令和5年5月1日に登録申請を行った工事施工事業者の場合



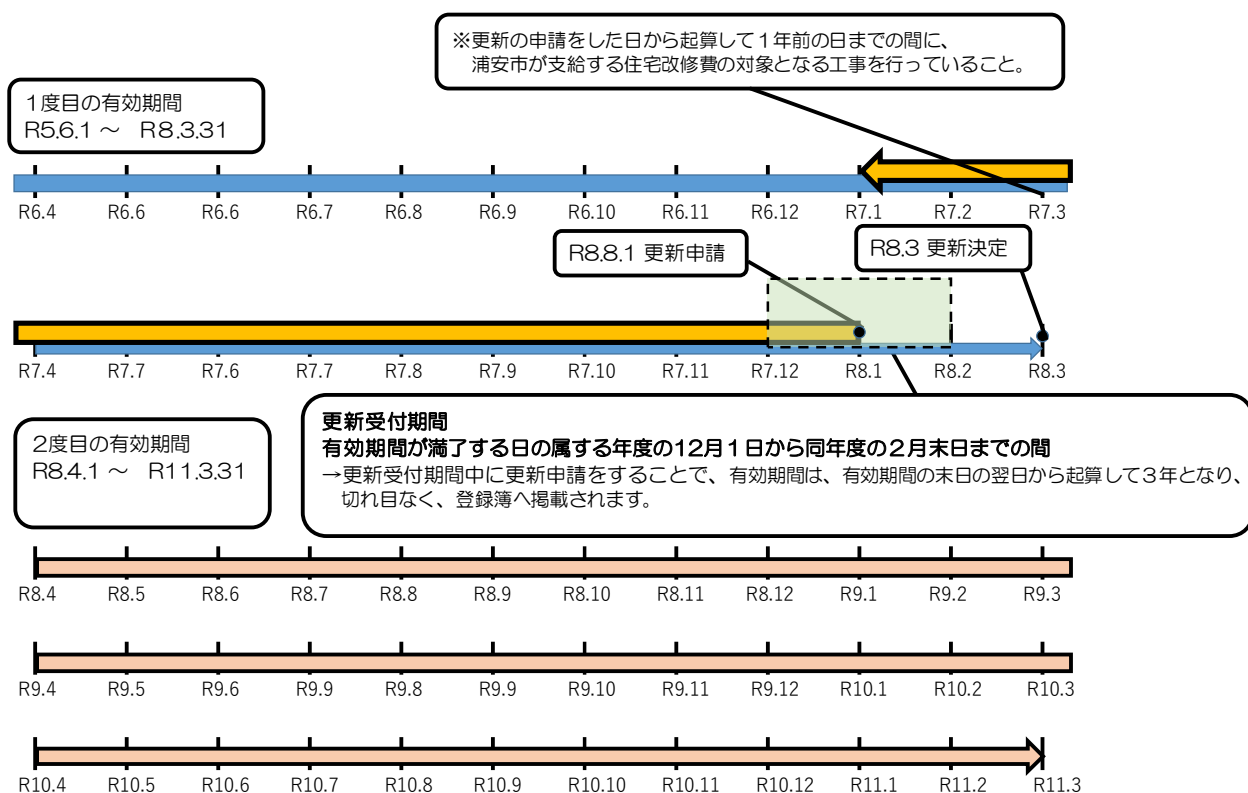
④ 登録更新申請

事業者登録の更新を希望する工事施工事業者は、有効期間が満了する日の属する年度の12月1日から同年度の2月末日までの間に、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録更新申請書（別記第3号様式）【※本ガイドライン掲載】を提出してください。

※①登録申請の注意事項に記載のある要件については、更新申請時にもすべて満たしている必要があります。

※有効期間は、有効期間の末日の翌日から起算して3年となります。

例：令和8年1月1日に更新申請を行った工事施工事業者の場合



⑤ 申請事項の変更

①登録申請・④登録更新申請の時に申請をした事項に変更がある場合、工事施工事業者は、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録変更届出書（別記第5号様式）を提出してください。

⑥ 事業者登録の廃止

廃業等の理由により、登録を廃止する場合、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録廃止届出書（別記第6号様式）を提出してください。

⑦ 事業者登録の抹消

以下の理由に該当する時、市は事業者登録を抹消します。

- ✓ 廃業、休業などにより住宅改修を行うことができなくなったとき。
- ✓ 正当な理由なく受領委任払いを拒否したとき。
- ✓ 申請内容を偽るなど、不正の手段により、事業者登録（登録の更新の場合を含む。）を受けたとき。
- ✓ 登録の廃止を届け出したとき。
- ✓ 受領委任払いの実施に関する要綱の規定に違反したとき。
- ✓ 住宅改修、その他登録事業者の業務の上で不正又は不誠実な行為があり、登録事業者として不相当であると、市が判断したとき。

また、抹消の通知を受けた日から起算して1年間、事業者登録をすることはできません。

⑧ 注意事項

介護保険住宅改修における制度改正等が国から通知された際には、浦安市介護保険課のホームページ及び当ガイドラインを更新しますので、定期的にご確認ください。

4. 受領委任払いによる住宅改修費の支給申請手順・必要書類

介護保険における居宅介護（予防）住宅改修費の場合

① 工事前申請（工事施工前に必要）

必ず工事施工前に申請し、介護保険課からの審査を受けてから施工してください。審査を受けずに施工した場合、後日申請書の提出があった場合でも、住宅改修費の支給は行いません。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

必要書類

- (1).住宅改修費受領委任状
- (2).介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
 - ※ 承諾書
- (3).工事見積書
- (4).工事図面（平面図）
- (5).工事写真（完了前）
- (6).理由書
 - ※ 資格証明（写し）
 - ※ 介護保険住宅改修における同意書

注意事項

- ✓ 住宅改修費受領委任状
…当該被保険者の署名が必要となります。また、この委任状によって委任される住宅改修費は、当該住宅改修費のみとなります。
- ✓ (2)以下の書類についての詳細は、**【参考資料】4.申請手順・必要書類（15ページ）**を参照ください。

② 「介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」

工事前申請の内容について、介護保険課で審査した後、住宅改修費の支給対象範囲の見込みについて、当該被保険者に通知します。

当該被保険者が、この通知を受領、住宅改修費の支給対象範囲を確認した後、工事施行事業者は施工を開始してください。また、この通知は、住宅改修費について支給を決定する通知ではありません。

介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ

先に申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について、審査しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
審査年月日	年 月 日		
審査結果	申請の施工内容について <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として適当と見込まれます <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として一部適当と見込まれます <input type="checkbox"/> 保険給付の対象外と見込まれます		
申請金額		支給対象 見込み範囲	

③ 工事完了報告（工事施工後に必要）

事前申請時の内容と相違がないかどうかを審査します。介護保険課での審査後、住宅改修費を支給します。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

工事完了報告から支給まで、通常1～2か月程度かかります。

※工事前申請と工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額が変更となる場合は、必ず工事完了報告前にご相談ください。

工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額の変更が、工事完了報告時に初めて判明した場合、工事前申請時に審査した内容のみが支給対象となりますので、変更分については、すべて支給対象外となります。

※住宅改修費支給申請の消滅時効は、受領委任払いの場合、当該被保険者が施行事業者自己負担分の代金を支払った日（領収日）の翌日から起算して2年となります。

必要書類

- (1).住宅改修工事完了届
- (2).領収書
- ※ 請求内訳書
- (3).工事写真（工事後）

注意事項

- ✓ 書類についての詳細は、【参考資料】4.申請手順・必要書類（15ページ）を参照ください。

要介護者等住宅改修費用の助成（浦安市独自）の場合

① 工事前申請

必要書類

- (1) 住宅改修費受領委任状 ※居宅介護（予防）住宅改修費と共通
- (2) 浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書
(当該制度規則別記第 1 号様式)
- (3) 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- (4) 介護保険負担割合証
- (5) 工事計画書(当該制度規則別記第 2 号様式)
- (6) 工事図面
- (7) 工事見積書
- (8) 家屋所有者の改修工事承諾書(当該制度規則別記第 3 号様式)
- (9) 工事写真（工事前）

② 助成可否の決定

工事前申請の内容について審査後、浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書(当該制度規則別記第 4 号様式)により、助成の可否と基準額について、申請者宛に郵送にて通知します。

③ 工事完了報告

事前申請時の内容と相違がないかどうかを審査します。高齢者福祉課での審査後、住宅改修費を指定口座に振り込みます。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

工事完了報告から支給まで、通常 1～2 か月程度かかります。

※工事前申請と工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額が変更となる場合は、必ず工事完了報告前にご相談ください。

必要書類

- (1) 浦安市要介護者等住宅改修工事完了届(当該制度規則別記第 6 号様式)
- (2) 領収書
※ 請求内訳書
…事前申請時に提出した工事見積金額と異なる場合、必要です。
- (3) 工事写真（工事後）

～参考資料～

【介護保険における居宅介護（予防）住宅改修費について】

1. 制度の概要

高齢者が、住み慣れた自宅において、引き続き生活を送るために、生活環境を整える住宅改修工事を行う場合、介護保険支給限度額内において、自己負担額を除いた改修費用の一部が、支給されます。

- ✓ 支給対象者
…要支援、要介護認定を受けている介護保険被保険者の方

- ✓ 支給限度額
…20万円

※介護保険の対象工事費の上限です。

支給限度額の範囲内であれば、何度かに分けての利用もできます。

- ✓ 支給限度額のリセット
…以下の場合、既に支給を受けていても支給限度額が20万円にリセットされます。

- 転居した場合
- 要介護状態が著しく重くなった場合
(適用は一度のみ。

初めて実施した住宅改修の着工日時点の要介護度を基準とします。)

初めて実施した住宅改修時の介護度	現在の介護度
要支援 1	要介護 3・要介護 4・要介護 5
要支援 2・要介護 1	要介護 4・要介護 5
要介護 2	要介護 5

- ✓ 自己負担額
…介護保険の自己負担割合（1割から3割）に応じます。
※領収書の記載日時点での自己負担割合が適用されます。

✓ 給付制限

…介護保険料の滞納状況によって、「介護保険被保険者証（緑色）」に「保険給付額の減額」と記載がある場合、「介護保険負担割合証（ピンク色）」に記載されている負担割合にかかわらず、3割又は4割負担となります。詳しくは、以下の表をご参照ください。

負担割合証の記載	保険給付額の減額期間中 (給付制限対象者)
「利用者負担の割合」が、 「1割」もしくは「2割」の方	「3割」
「利用者負担の割合」が「3割」の方	「4割」

※領収書の記載日時点での自己負担割合が適用されます。

※給付制限対象者への住宅改修費の支給方法は、償還払いのみとなります。

2. 支給対象工事

厚生労働大臣が定める支給対象となる住宅改修の種類は、以下のとおりです。

① 手すりの取り付け

…転倒予防、移動・移乗動作補助のために適切な（位置、形状）手すりを設置する工事。

※注意事項

- ・住宅に固定したものが対象です。
- ・家具への取り付け、着脱式のもの対象外です。
- ・福祉用具貸与（工事を伴わないもの）や特定福祉用具の（浴槽用）手すりなど、固定していないものは対象外です。

② 段差の解消

…段差または傾斜を解消するための工事。

例：敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ工事など

※注意事項

- ・福祉用具貸与（工事を伴わないスロープ）や特定福祉用具（浴室内すのこ）を置くことによる段差の解消は対象外です。
- ・昇降機・リフト・段差解消機など、動力による段差解消機器の設置は対象外です。
- ・浴槽が深く入浴が困難なため、浅い浴槽へ変更する場合、浴槽の交換費用は対象となりますが、それに伴う給湯器の交換費用は対象外です。

③ 滑り防止や移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

…転倒予防、移動・移乗動作補助のための床材変更工事。

例：居室の畳敷きから板製床材・ビニール系床材への変更工事、浴室の滑りにくい床材への変更工事、通路面の滑りにくい舗装材への変更工事など

④ 引き戸などへの扉の取り替え

例：開き戸から引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテンなどへの取り替え工事（自動ドアの場合動力部分は除く）、扉の撤去工事、ドアノブの変更工事、扉の開閉向きの変更工事など

⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え

例：和式便器から洋式便器への取替工事、既存便器の向き・位置変更工事

※注意事項

- ・水洗化に係る部分は対象外です。
- ・洋式便器から洋式便器への取り替え工事は、身体状況の変化により洋式便器の高さが合わず使用困難となった場合、特定福祉用具（補高便座）での対応が困難な場合などを除き、原則対象外です。
また、暖房便座、洗浄機能等の付加機能部分については、対象外です。
- ・福祉用具購入費の腰掛便座の設置は対象外です。

⑥ その他

…①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

例：① 手すりの取付け

…手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

…床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

…便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

注意事項

- ✓ 住民票上の実際に生活している住宅を改修する工事が対象です。
一時的に身を寄せている親族宅など、住民票上の住宅と実際に生活している住宅が異なる場合、工事内容に関わらず対象外です。
- ✓ 新築工事、増改築、通路の新設工事は、対象外です
- ✓ 医療機関や介護施設に入院（入所）中の被保険者が、一時帰宅（外泊）のために行う改修工事は対象外です。
- ✓ 改修予定箇所が、日常動線以外の場所の場合、原則、対象外です。

3. 支給方法

✓ 償還払い

当該被保険者は、改修費用を工事施工事業者へ一旦、**全額**支払います。

当該被保険者からの工事完了報告後、介護保険の対象となる工事については、浦安市から支給限度額内において、自己負担額を除いた改修費用の一部が、後日支給されます。

※工事施工事業者の指定はありません。

✓ 受領委任払い

当該被保険者からの委任により、住宅改修を行う施工事業者が、浦安市からの住宅改修費を受領することができます。これにより、当該被保険者は支給限度額内において、介護保険の対象となる工事費用の自己負担額のみを工事施工事業者へ支払うことで、住宅改修工事を行うことができます。

当該被保険者からの工事完了報告後、浦安市が、支給限度額内における介護保険の対象となる工事費用のうち、自己負担額を除いた改修費用の一部を工事施工事業者へ支給します。

※受領委任払いの場合、工事施工事業者は、「介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱」に定める登録簿へ掲載されている工事施工業者に限られます。

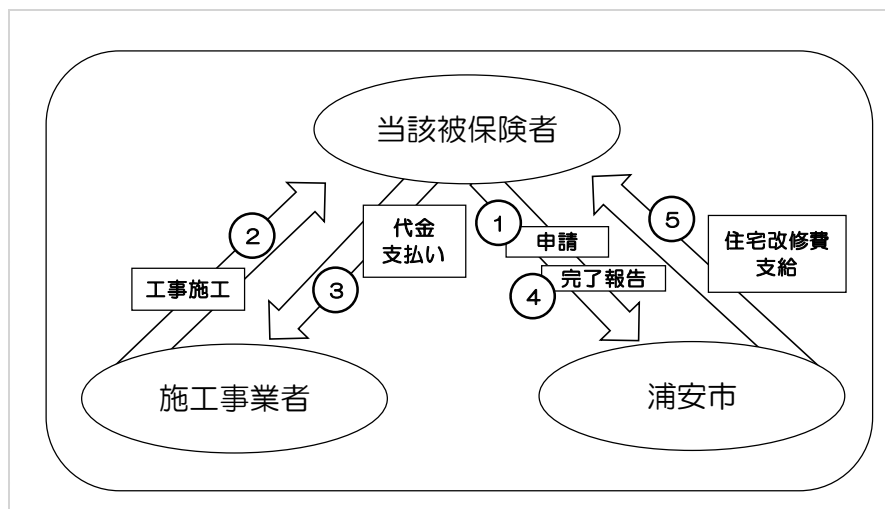
例： 自己負担割合 1 割の当該被保険者が、総額 20 万円の支給対象工事を行う場合

(※ 当該被保険者負担額 … 20 万円の 1 割 = 2 万円)

(※ 住宅改修費支給額 … 20 万円の 9 割 = 18 万円)

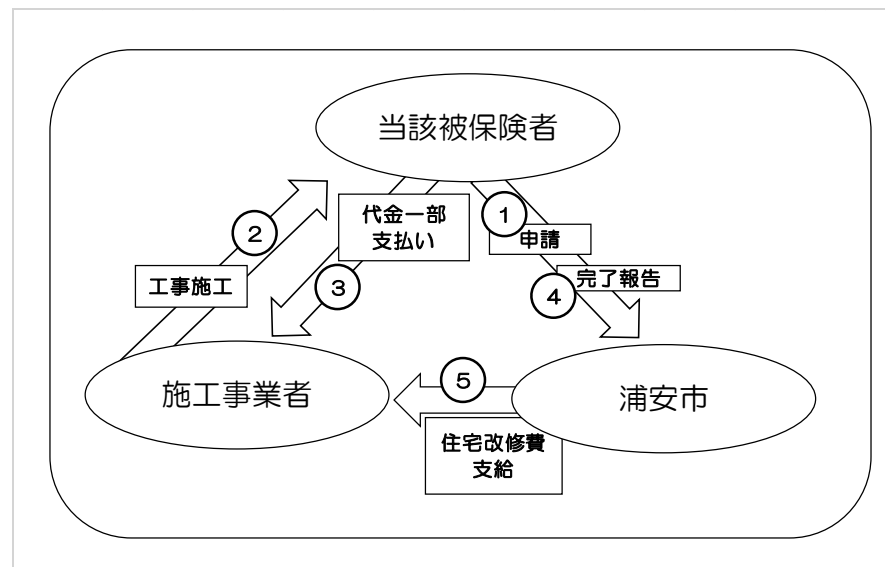
【償還払い】

- ①住宅改修費支給申請
- ②工事施工
- ③工事費用 20 万円の支払い
- ④当該被保険者に住宅改修費 18 万円の支給



【受領委任払い】

- ①住宅改修費支給申請
- ②工事施工
- ③工事費用 2 万円の支払い
- ④施工業者に住宅改修費 18 万円の支給



4. 申請手順・必要書類

④ 工事前申請（工事施工前に必要）

必ず工事施工前に申請し、介護保険課の審査を受けてから施工してください。審査を受けずに施工した場合、後日申請書の提出があった場合でも、住宅改修費の支給は行いません。

介護保険課での審査後、施工着手について連絡します。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

必要書類

(1).介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

※ 承諾書

…改修する住宅の所有者が当該被保険者と異なる場合、必要です。

(2).工事見積書

(3).工事図面（平面図）

(4).工事写真（完了前）

(5).理由書

※ 資格証明（写し）

…ケアマネジャー以外が理由書を作成した場合、必要です。

※ 住宅改修費受領委任状

…受領委任払いによる支給を希望する場合、必要です。

※ 介護保険住宅改修における同意書

…現在、支給対象者ではない方が、事前申請をする場合、必要です。

注意事項

✓ 工事見積書

…工事施工事業者の社判の押印、見積作成年月日・見積有効期限を記載してください。

支給対象とならない工事が含まれている住宅改修の場合、詳細な費用の内訳を追加で提出いただくことがあります。

✓ 工事図面（平面図）

…工事図面に施工箇所を明記してください。

✓ 工事写真（完了前）

…撮影日が記載され、施工予定箇所の状況がわかる写真を撮影してください。

手すりを設置する場合、取り付け箇所にテープ等を張って撮影するか、写真に線を記入してください。

段差解消の場合、段差にスケールをあて、高さがわかる写真を撮影してください。また、浴槽を交換する場合、浴室及び浴槽の両側からスケールをあてた写真をそれぞれ撮影してください。

✓ 理由書

…住宅改修費支給の可否は、工事内容だけでなく、理由書の記載内容（身体状況・生活動線・住宅の状況・福祉用具の導入状況など）も含め、総合的に判断しますので、記載内容によっては、支給対象工事である場合でも、住宅改修費を支給できない可能性があります。

作成できる方は、以下の資格を有する方に限られます。

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 地域包括支援センターの担当職員
- 作業療法士
- 理学療法士
- 1級建築士
- 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- 千葉県在宅サービス事業者協議会が主催し、社団法人シルバーサービス振興会が共催する「介護保険に係る住宅改修事業者研修会」の全課程を修了した者（ただし、修了後5年以内に限る。）
- 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録されている増改築相談員

✓ 介護保険住宅改修における同意書

…下記に該当する、将来的に支給対象者となる見込みがある方の場合に限り、例外的に、事前申請を受け付けます。

- 要介護認定申請中（区分変更申請含む）で認定結果待ちの場合
- 入院（入所）中ではあるが、退院（退所）し自宅へ戻ることが決まっており、それまでに住宅改修を完了する必要がある場合

- ・浦安市への転居を予定しており、それまでに住宅改修を完了する必要がある場合

なお、認定結果が「非該当」（自立）となった場合、退院（退所）できなかった場合、転居しなかった場合、工事内容に関わらず支給対象外（全額実費負担）となりますので、この内容に同意するためのものとなります。

また、居住の実態を確認するため、調査を行う場合があります。

⑤ 「介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ」

工事前申請の内容について、介護保険課で審査した後、住宅改修費の支給対象範囲の見込みについて、当該被保険者に通知します。

当該被保険者が、この通知を受領、住宅改修費の支給対象範囲を確認した後、工事施行事業者は施工を開始してください。また、この通知は、住宅改修費について支給を決定する通知ではありません。

浦安市介護保険課			
介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ			
先に申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について、審査しましたので通知します。			
被保険者番号		被保険者氏名	
審査年月日	年 月 日		
審査結果	申請の施工内容について <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として適当と見込まれます <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として一部適当と見込まれます <input type="checkbox"/> 保険給付の対象外と見込まれます		
申請金額		支給対象 見込み範囲	

⑥ 工事完了報告（工事施工後に必要）

事前申請時の内容と相違がないかどうかを審査します。介護保険課での審査後、住宅改修費を支給します。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

工事完了報告から支給まで、通常1～2か月程度かかります。

※工事前申請と工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額が変更となる場合は、必ず工事完了報告前にご相談ください。

工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額の変更が、工事完了報告時に初めて判明した場合、工事前申請時に審査した内容のみが支給対象となりますので、変更分については、すべて支給対象外となります。

※住宅改修費支給申請の消滅時効は、当該被保険者が施行事業者に代金を完済した日（領収日）の翌日から起算して2年となります。

必要書類

(1).住宅改修工事完了届

※ 委任状

…完了届に記載された振込先口座名義人が、当該被保険者と異なる場合、必要です。

※ 申立書

…当該被保険者が死亡した場合、必要です。申立書を提出する場合は、委任状を提出する必要はありません。

(2).領収書

※ 請求内訳書

…事前申請時に提出した工事見積金額と異なる場合、必要です。

(3).工事写真（工事後）

注意事項

✓ 領収書

…写しを提出する場合、原本と写しに差異がないかどうかを確認しますので、原本と写しを併せて持参してください。

当該被保険者本人に宛てたものが必要となります。

介護保険支給対象外の住宅改修も併せて行った場合は、その費用を含んだものでも構いません。

✓ 工事写真（工事後）

…撮影日が記載され、施工箇所の状況がわかる写真を、事前申請時に提出した工事写真と同じ角度で撮影してください。

事前申請時に、スケールをあてた工事写真を提出している場合、同様にスケールをあてて撮影してください。

【要介護者等住宅改修費用の助成（浦安市独自）について】

1 制度の概要

要介護・要支援認定者が、お住いの住宅に手すりの設置や段差解消等の改修が必要と認められる場合、その改修費用の一部を助成します。

※介護保険制度の居宅介護住宅改修の助成が優先されます。

✓ 支給対象者

…要支援・要介護認定者で、居住する住宅の改修が必要と認められる方

✓ 支給限度額

…30万円

✓ 自己負担額

…介護保険の自己負担割合（1割から3割）に応じます。

※領収書の記載日時点での自己負担割合が適用されます

2 支給対象工事

対象となる住宅改修の種類は、介護保険における居宅介護（予防）住宅改修に準じます。但し、階段昇降機については条件を満たせば対象となる場合があります。

3 支給方法

✓ 償還払い

当該被保険者は、改修費用を工事施工事業者へ一旦、**全額**支払います。

当該被保険者からの工事完了報告後、要介護者等住宅改修の対象となる工事については、浦安市から支給限度額内において、自己負担額を除いた改修費用の一部が、後日支給されます。

※工事施工事業者の指定はありません。

✓ 受領委任払い

当該被保険者からの委任により、住宅改修を行う施工事業者が、浦安市からの住宅改修費を受領することができます。これにより、当該被保険者は支給限度額内において、要介護者等住宅改修の対象となる工事費用の自己負担額のみを工事施工事業者へ支払うことで、住宅改修工事を行うこと

ができます。

当該被保険者からの工事完了報告後、浦安市が、支給限度額内における要介護者等住宅改修の対象となる工事費用のうち、自己負担額を除いた改修費用の一部を工事施工事業者へ支給します。

※工事施工事業者は、「介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱」に定める登録簿へ掲載されている工事施工事業者に限られます。

4 申請手順・必要書類

① 工事前申請（工事施工前に必要）

必ず工事施工前に申請し、高齢者福祉課からの審査を受けてから施工してください。審査を受けずに施工した場合、後日申請書の提出があった場合でも、住宅改修費の支給は行いません。高齢者福祉課での審査後、基準額について連絡します（通常 10 日～2 週間かかります）。審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

必要書類

- (1) 浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書
(当該制度規則別記第 1 号様式)
- (2) 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- (3) 介護保険負担割合証
- (4) 工事計画書(当該制度規則別記第 2 号様式)
- (5) 工事図面
- (6) 工事見積書
- (7) 家屋所有者の改修工事承諾書(当該制度規則別記第 3 号様式)
- (8) 工事写真（工事前）
- (9) 住宅改修費受領委任状
…受領委任払いによる支給を希望する場合、必要です。

② 助成可否の決定

工事前申請の内容について審査後、浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書(当該制度規則別記第 4 号様式)により、助成の可否と基準額について、申請者宛に郵送にて通知します。

③ 工事完了報告（工事施工後に必要）

事前申請時の内容と相違がないかどうかを審査します。高齢者福祉課での審査後、住宅改修費を指定口座に振り込みます。

審査時、工事内容を確認するため、現地調査を行う場合があります。

工事完了報告から支給まで、通常1～2か月程度かかります。

※工事前申請と工事内容（改修箇所・改修種類の変更等）・工事金額が変更となる場合は、必ず工事完了報告前にご相談ください。

必要書類

(1) 浦安市要介護者等住宅改修工事完了届(当該制度規則別記第6号様式)

(2) 領収書

※ 請求内訳書

…事前申請時に提出した工事見積金額と異なる場合、必要です。

(3) 工事写真（工事後）

浦安市告示第12号

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項若しくは第57条第1項の規定により市が支給する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号。以下「要介護者等住宅改修規則」という。）に基づき交付する助成金（以下「住宅改修費」という。）の支払方法の特例として当該住宅の改修に対して支給される住宅改修費を施工事業者へ受領委任払いすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工事業者 法第45条第1項に規定する住宅改修又は要介護者等住宅改修規則第4条に規定する住宅の改修を行う事業者をいう。
- (2) 受領委任払い 住宅改修費の支給が見込まれる居宅要介護被保険者等の住宅改修を行った施工事業者に対し、市が住宅改修費を支払うことをいう。
- (3) 居宅要介護被保険者等 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

(適用除外)

第3条 次の各号に該当する居宅要介護被保険者等は、受領委任払いの適用を受けることができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載がされている居宅要介護被保険者等
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている居宅要介護被保険者等
- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされて

いる居宅要介護被保険者等

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされて

いる居宅要介護被保険者等

(受領委任払い対象事業者)

第4条 受領委任払いを受けることができる施工事業者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、次条に規定する登録を受けた者とする。

(1) 市がホームページに掲載している浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者ガイドラインを閲覧し、その内容を理解していること。

(2) 次条第1項の規定による登録の申請をした日から起算して1年前の日までの間に、住宅改修費の支給の対象となる工事を行っていること。

(3) 住宅改修費の受領口座が個人名義ではないこと。

(事業者登録)

第5条 受領委任払いを希望する施工事業者は、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、受領委任払いに係る事業者登録をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、登録の可否を決定し、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録決定・却下通知書（別記第2号様式）により、その結果を当該申請をした施工事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の決定をした施工事業者について、別に定める浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録簿に掲載するものとする。

4 登録の有効期間は、第2項の規定により登録を決定した日の属する月の翌月の初日から、当該日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 前条第2項の規定により登録の決定の通知を受けた施工事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録の更新を希望するときは、前条第4項の有効期間が満了する日の属する年度の12月1日から同年度の2月末日までの間

に、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録更新申請書（別記第3号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、更新の可否を決定し、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録更新決定・却下通知書（別記第4号様式）により、その結果を当該申請をした施工事業者に通知するものとする。

3 登録の更新の有効期間は、前条第4項の有効期間の末日（登録の更新をした場合は、当該更新に係る有効期間の末日）の翌日から起算して3年とする。

4 第4条及び前条第3項の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第4条第2号中「次条第1項の規定による登録」とあるのは「第6条第1項の規定による登録の更新」と、前条第3項中「前項」とあるのは「第6条第2項」と、「登録の」とあるのは「登録の更新の」と読み替えるものとする。

（登録の変更等）

第7条 登録事業者は、第5条第1項又は前条第1項の規定により申請をした事項に変更が生じたときは、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録廃止届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を抹消することができる。

- (1) 廃業、休業その他の事由により住宅改修を行うことができなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく受領委任払いを拒否したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、事業者登録（登録の更新の場合を含む。）を受けたとき。
- (4) 前条第2項の届出を受けたとき。

- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、介護保険制度における住宅改修その他登録事業者の業務の上で不正又は不誠実な行為があり、登録事業者として不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業者登録を抹消したときは、当該事業者に対し、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録抹消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日から起算して1年間、事業者登録をすることができない。

（受領委任状の提出）

第9条 受領委任払いを希望する居宅要介護被保険者等は、住宅改修費について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項又は第94条第1項の規定又は要介護者等住宅改修規則第7条の規定により申請書を提出する際に、併せて浦安市住宅改修費受領委任状（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（事業者登録手続の行為の特例措置）

2 この告示の規定に基づく事業者登録手続その他の行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項若しくは第 57 条第 1 項の規定により市が支給する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成 12 年規則第 38 号）に基づき交付する助成金について、受領委任払いを取り扱う事業者として登録をしたいので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

事 業 者	名 称			
	所在地		電話番号	
ガイドライン の閲覧等の有 無	市がホームページに掲載している浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者ガイドラインを閲覧し、その内容を理解していますか。 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
工事实績	この申請をする日から起算して 1 年前の日までの間に、市が居宅要介護被保険者等に対して支給した居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金の対象となった工事の実績はありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない			

住宅改修費の指定振込先口座（※個人名義ではないこと。）

金融機関名			本店・支店名			種目		口座番号							
金融機関コード			店舗コード			1	普通								
						2	当座								
フリガナ															
口座名義人															

第2号様式（第5条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第5条第2項の規定により、通知します。

1 登録決定

事業者	名称	
	所在地	
登録番号		
登録決定年月		
登録有効期間		年 月 日から 年 月 日まで

2 登録却下

(理由)

第3号様式（第6条第1項）

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録更新申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録について更新をしたいので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者	名称			
	所在地		電話番号	
登録番号				
登録有効期間		年 月 日から	年 月 日まで	
ガイドラインの閲覧等の有無		市がホームページに掲載している浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者ガイドラインを閲覧し、その内容を理解していますか。 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
工事实績		この申請をする日から起算して1年前の日までの間に、市が居宅要介護被保険者等に対して支給した居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金の対象となった工事の実績はありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		

第4号様式（第6条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録更新決定

・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録の更新について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第6条第2項の規定により、通知します。

1 登録更新決定

事業者	名称	
	所在地	
登録番号		
登録更新年月		
登録有効期間		年 月 日から 年 月 日まで

2 登録更新却下

(理由)

第5号様式（第7条第1項）

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録変更届出
書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録事項に変更が生じたので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録事業者名	
登録番号	

変更事項

変更後	
変更前	
変更年月日	

第6号様式（第7条第2項）

浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録廃止届出
書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録を廃止したいので、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払いの実施に関する要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録事業者名	
登録番号	
廃止する理由	

第7号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録抹消通知書

浦安市介護保険住宅改修費に係る受領委任払い実施に関する要綱第8条第1項の規定により居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金に係る受領委任払い取扱事業者登録を抹消したので、同条第2項の規定により通知します。

登録事業者名	
登録番号	
抹消する理由	

第8号様式（第9条）

浦安市住宅改修費受領委任状

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

被保険者番号

私は、私が支給を受ける次の費用の受領について、浦安市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録簿に掲載のある下記の事業者に委任します。

- 介護保険法の規定による居宅介護住宅改修費
- 介護保険法の規定による介護予防住宅改修費
- 浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則に基づき交付する助成金

氏名（署名）_____

記

施工事業者

1 名称

2 登録番号